

## 長崎国際大学 発明等規程取扱細則

### (目的)

**第1条** この細則は、長崎国際大学発明等規程（以下「発明等規程」という。）第14条第1項の規定により、発明等規程の細則について定める。

### (職務発明等の範囲)

**第2条** 発明等規程第3条第1項に定める職務発明等の範囲及び職務として創作（作成、育成又は案出）した知的財産の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 学部、学科共同研究費又は個人研究費等により、教育及び学術研究の成果としてなされた発明等及びその他の知的財産
- (2) 受託研究経費、共同研究経費、寄付研究経費、科学研究費等によりなされた発明等及びその他の知的財産のうち、契約において、その帰属先が共有又は本学とされたもの
- (3) その他本学が、研究課題を指定し、研究経費又は施設設備等を特別に措置して行われた研究活動によりなされた発明等及びその他の知的財産

### (報奨金)

**第3条** 発明等規程第13条に定める報奨金は、次のとおりとする。

- (1) 本学に発明・考案・意匠及び植物新品種に係る登録を受ける権利が承継され、出願された場合、1件につき10,000円
- (2) 出願された発明・考案・意匠及び植物新品種が設定登録になった場合、1件につき20,000円

### (収入の配分)

**第4条** 発明等規程第14条第1項に定める第三者から得た収入の配分の方法は、原則として次のとおりとする。

- (1) 本学が得た収入の50%を発明者等に配分する。
- (2) 本学が得た収入の50%を本学に配分する。

**2** 対価の配分は、前項の基準に基づき、毎年度行うものとする。

### 附 則

この細則は、平成22年6月30日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成23年10月1日から施行する。